小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１号
茨城県鹿嶋市大字角折574番地
再生債務者　久保　稔男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。
平成23年７月13日　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（再イ）第１２８号
札幌市中央区北７条西16丁目１番地54　パールコート桑園中央弐番館406号
再生債務者　峯村　幸治
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第７号
釧路市文苑１丁目６番14号
再生債務者　佐々木鉄晴
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年７月14日　釧路地方裁判所

平成２３年（再イ）第６号
石川県かほく市内日角ハ３番地甲
再生債務者　油野　厚子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年７月14日　金沢地方裁判所

平成２２年（再イ）第６９号
宮崎県児湯郡西米良村大字村所２番地276
再生債務者　三嶋　健蔵
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年７月14日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第６７号
佐賀県佐賀市久保田町大字久保田2067番地10
再生債務者　井澤　隆秀
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。
平成23年７月11日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再イ）第４６５号
東京都世田谷区奥沢３―11―10
再生債務者　小池　賢司
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年７月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第５７号
北海道旭川市永山10条７丁目１番18号
再生債務者　藤原　正弘
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年７月15日　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第５８号
千葉県成田市並木町161番地　郡司建設株式会社宿舎内
再生債務者　藤原　正司
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年７月15日　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第５号
大阪府松原市天美西３丁目210番地の29
再生債務者　向江　竜一
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月11日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月18日から平成23年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２号
埼玉県本庄市児玉町金屋1066番地８
再生債務者　木村　佳之
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月26日から平成23年９月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第７号
横浜市南区永田南１丁目４番１号
再生債務者　船岡　直毅
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月29日まで
平成23年７月15日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第８号
横浜市南区永田南１丁目４番１号
再生債務者　船岡　　薫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月29日まで
平成23年７月15日
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号
新潟県胎内市二葉町10番15―２号
再生債務者　高山　昌夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（再ロ）第１０１７７号
東京都板橋区新河岸１―４―６―204
再生債務者　小林　　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１号
川崎市宮前区南平台21番１―702号　グリーンヒル宮前平
再生債務者　阿部　修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月14日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再ロ）第３号
静岡県島田市向島町3043番地の１
再生債務者　井口　宗泰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日
静岡地方裁判所民事第２部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第５号

平成23年８月28日に執行する柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成 23 年７月 26 日
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　本部長　川村　祐一

記

1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　15人
2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

官報に載せる広告

合併公告

左記法人は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続し、Ｚは解散することに致しました。

両法人の総社員の同意は、平成二十三年七月十二日に得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月二十六日

東京都江戸川区船堀三丁目一番六号
（甲）社会保険労務士法人山本事務所
代表社員　山本　昌之

静岡県富士市今泉三丁目一四番二号
（乙）社会保険労務士法人小豆川事務所
代表社員　小豆川善久